

山形広域環境事務組合職員の勤務時間、休暇等  
に関する条例

〔平成7年8月〕  
山広環条例第9号

山形広域環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する事項については、山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年山形市条例第1号）の規定を準用する。

この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と、「山形市」とあるのは「山形広域環境事務組合」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

（山形広域環境事務組合職員の勤務時間に関する条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 山形広域環境事務組合職員の勤務時間に関する条例(平成3年共衛条例第5号)

(2) 山形広域環境事務組合職員の休日及び休暇に関する条例(平成3年共衛条例第6号)